

被収容者生活関連業務の維持

令和6年度法務省行政事業レビュー公開プロセス

令和6年6月20日
矯正局

目次

1	矯正施設における衣食住について	1
2	刑務作業とは	2
3	刑事施設の最近の動向について	3
4	今後の課題と対策について	6

矯正施設における衣食住について

・「日本国憲法」第25条（生存権、国の社会保障義務）

→すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

・「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第40条（物品の貸与等）等

→被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。）であって、刑事施設における日常生活に必要なものを貸与し、又は支給する。

一 衣類及び寝具 二 食事及び湯茶 三 日用品、筆記具その他の物品

矯正施設においては、被収容者が日常生活を送る上で必要な食事及び衣類等の給貸与を行い、適正かつ安定的な収容生活環境を維持する必要があるところ、刑事施設においては、**自営作業（刑務作業の一環）**として、受刑者に炊事や洗濯等の業務に従事させており、衣類等についても**指定自給製品**として受刑者が自ら製造している。

刑務作業とは

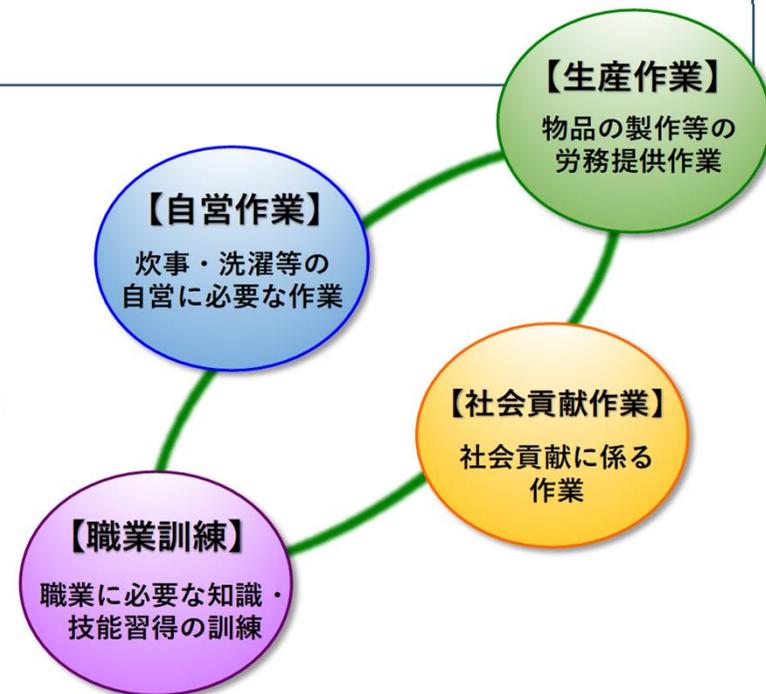
刑務作業の意義

- ・自由刑の中心である懲役刑の本質的要素である「所定の作業」を具現化するもの
- ・受刑者の改善更生上、重要な機能を有する処遇方策
- ・受刑者の処遇の基本

刑務作業の機能

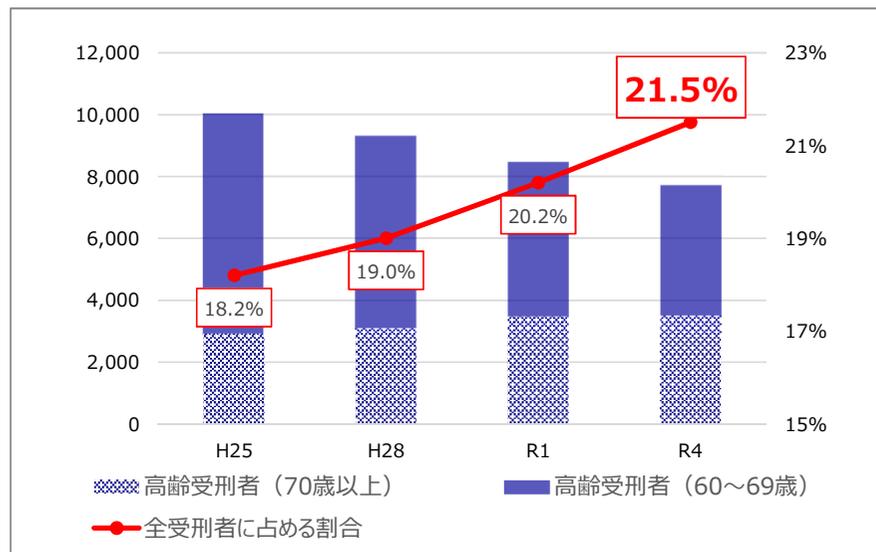
- 規律ある生活態度の習得
- 社会共同生活への順応性の涵養
- 勤労意欲の養成
- 職業的な技能・知識の付与
- 目標達成による忍耐・集中力の養成

受刑者の
改善更生を促進

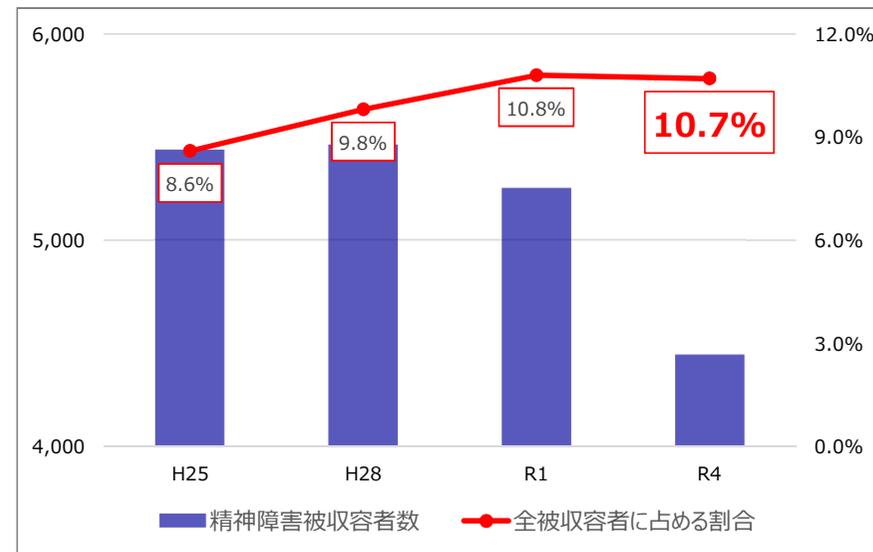


刑事施設の最近の動向について ①受刑者の変化

■ 高齢受刑者の割合が増加



■ 精神障害被収容者の割合が増加



■ 被収容者の質的变化を踏まえた収容生活環境の維持及び刑務作業の効率化が課題

- ・ 刑事施設においては、指定自給製品等に係る刑務作業を受刑者に行わせているところ、高齢受刑者や障害・疾病等を抱える受刑者の増加により、当該作業に従事できる被収容者の確保が困難となっている。

■ 時代の変化に対応した衣類等の整備に向けた検討が必要

- ・ 被収容者の特性や拘禁刑の創設に伴う処遇の多様化に対応しつつ、年齢や性別を問わない衣類等の整備（統一化等）について検討が必要となっている。

刑事施設の最近の動向について ②拘禁刑の導入

・「法制審議会による諮問第103号に対する答申」 令和2年10月29日

→再犯防止対策の観点から、その整備及び実施が推進されるべき制度のひとつとして、「自由刑の単一化」が掲げられ、懲役及び禁錮を新たな自由刑として単一化し、当該自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする提言された。

・「刑法等の一部を改正する法律案」

→同法案が、令和4年3月8日閣議決定され、同年6月13日に成立した。

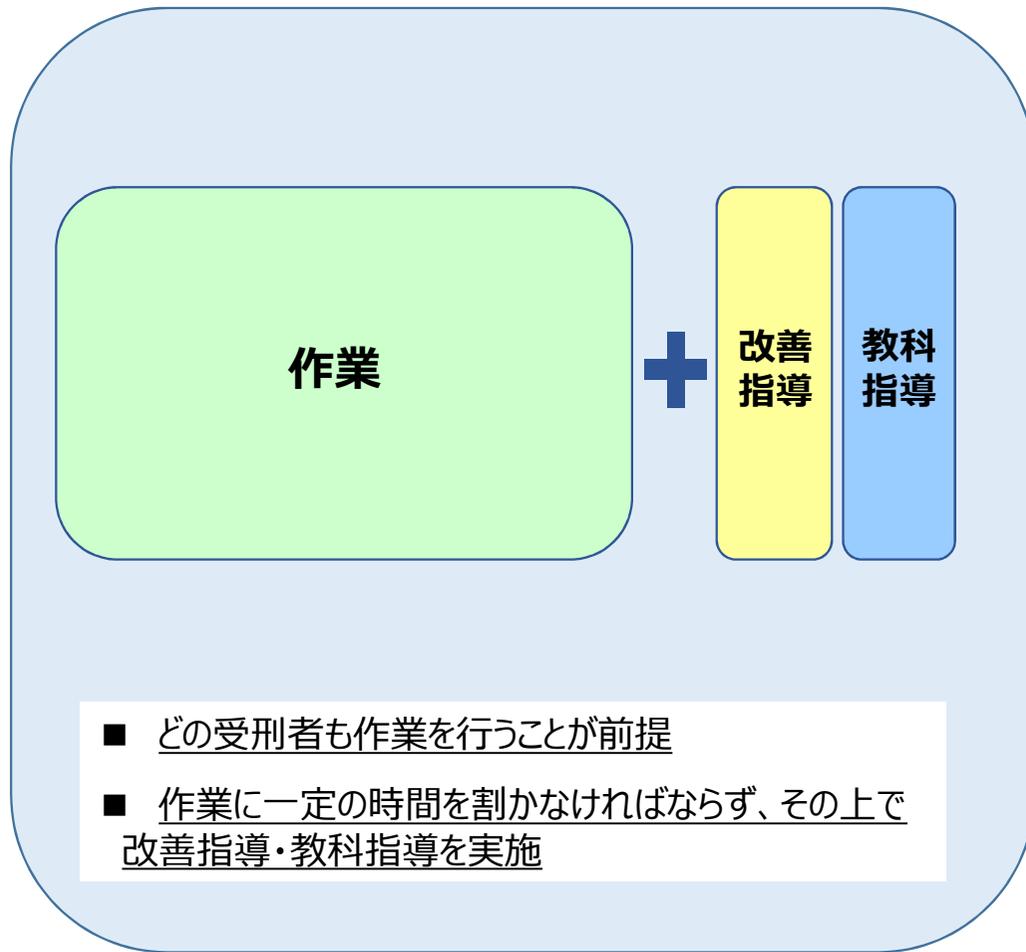
これによって、懲役及び禁錮に代わり、新たに**拘禁刑（令和7年6月～）**が創設されるとともに、刑事収容施設法等が改正されることとなった。

懲役刑の本質的要素でもあった刑務作業を中心とした刑事施設運営や矯正処遇の在り方を見直すこととなり、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生を図るために必要な作業、改善指導及び教科指導を柔軟に組み合わせ、きめ細やかな処遇を実施することが可能となった。

⇒**効果的な改善更生、円滑な社会復帰を図ることが可能**

刑事施設の最近の動向について ②拘禁刑の導入

これまでの懲役刑



これからの拘禁刑



今後の課題と対策について

想定される課題

- 矯正施設における日常生活に必要な食事や衣類等の給貸与には、炊事や洗濯等の業務が付随するところ
⇒高年齢受刑者の割合の増加
⇒疾病・障害等を有する受刑者の割合の増加
により、特に拘置支所等において、当該業務に従事可能な受刑者の確保が課題となっている。
- 拘禁刑の創設に伴い、改善指導及び社会復帰支援を受けられるよう配慮が必要となることから、今後一層の刑務作業に従事可能な受刑者の確保が困難になることが予想される。

- 弁当給食の実施
- 衣類等の整備方法等の見直し



⇒炊事業務に従事する受刑者の確保や過重な業務負担が解消され、受刑者にとっては処遇施設において再犯防止に向けた処遇・支援を受ける機会の拡大、職員にとっては他の業務にマンパワーを割くことが可能となり、被収容者の法的地位に応じた適正な処遇の実現と安定的な収容生活環境の維持が図られる。

今後の課題と対策について

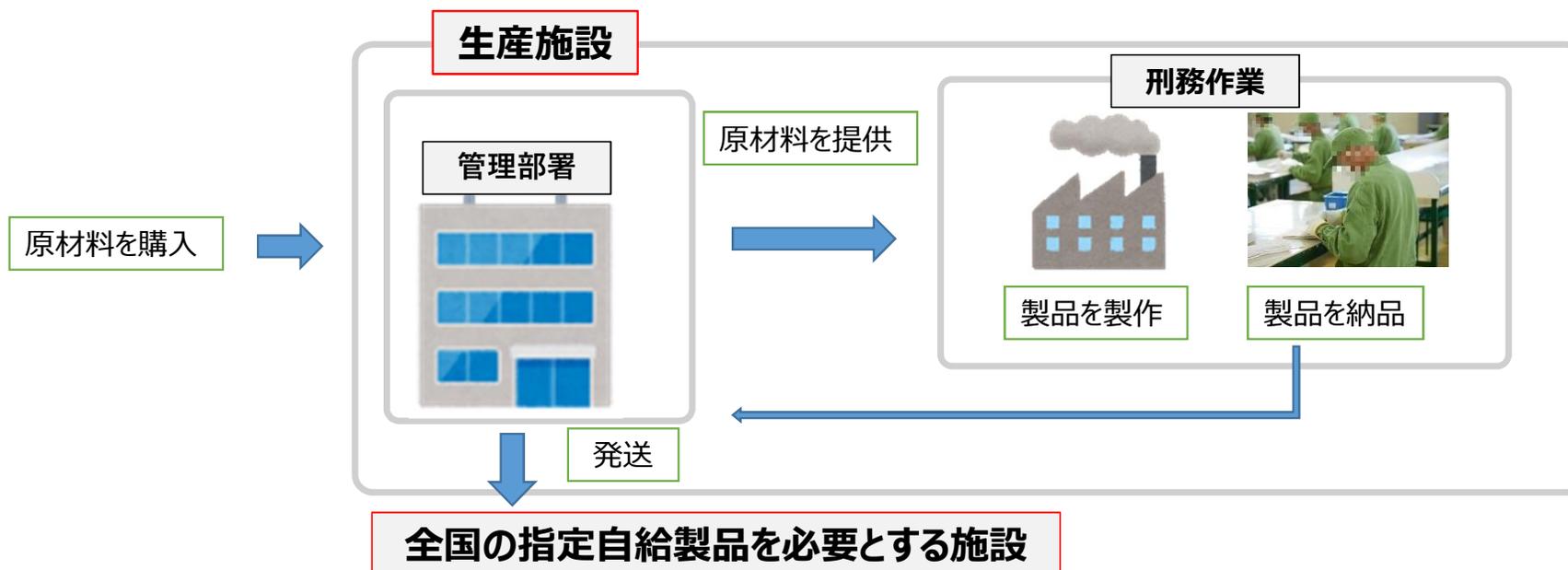
衣類等の整備方法等の見直し

- 矯正施設における衣類等は、原材料を購入して、被収容者が製作するなどしている（指定自給製品）。

○指定自給製品について（生産作業の一環）

全国の被収容者が使用する日用品等について、被収容者が製作する物品を指す。

※大臣訓令等に基づき、矯正局長が指定した物品を製造



指定自給製品（生産している被収容者用被服・日用品）

生產品目	生産施設
各種生地、作業衣、冬パジャマ、パンツ、夏上衣、居室衣（上）	加古川刑務所
半袖丸首シャツ	旭川刑務所
ランニングシャツ	月形刑務所
半ズボン	青森刑務所
居室衣（ズボン）	松山刑務所
防寒用の下着	徳島刑務所
日用品（畳・畳表・畳床）	大分刑務所

指定自給製品（生産している被収容者用被服・日用品）

各種生地



作業衣（上・下）



冬パジャマ（上・下）



夏上衣



パンツ



丸首シャツ



防寒用の下着（上・下）

